

国北整水河第25号
(阿賀野川河川事務所長経由)

阿 賀 野 市

令和4年2月24日付け阿水第402号で申請のあった阿賀野川水系阿賀野川等における水利使用（更新）に関する河川法第23条及び第24条の許可（阿賀野市水道（阿賀野地区））については、別記により許可する。

令和 5年 7月31日

北 陸 地 方 整 備 局 長



(行政不服審査法第82条及び行政事件訴訟法第46条による教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができる。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

別 記

水利使用規則（平成16年10月27日付け国北整水河第69号）の一部を次のように改正する。

第2条中「新潟県阿賀野市小松字茅ヶ峰5380番地先」を「新潟県阿賀野市小松字芳ヶ峰5380番地先」に改める。

第6条の表を次のように改める。

区 分		工作物の位置又は土地の占用場所		占用面積	備考
河川区域	頭首工（左岸取水口、管理橋、魚道、護岸及び護床並びに連絡橋及び取付道路を含む。）	阿賀野川左岸	新潟県阿賀野市小松字向島5051番及びその地先	48,936㎡	
		右岸	同市小松字上川原5043番、5043番子、29番3、33番3及び42番地先		
	馬下隧道導水路	阿賀野川左岸	同市小松字向島5051番地先	196㎡	
	右岸取水口施設	阿賀野川右岸	同市小松字芳ヶ峰5380番地先	612㎡	
	小松隧道藤戸川暗渠	藤戸川左岸	同市草水字石の脇264番地先	27㎡	
区		右岸	同番地先		
	右岸幹線水路 都辺田川サイフォン	都辺田川左岸	同市福永字滝下1991番3地先	76㎡	
域		右岸	同市沢田字柴橋375番2地先		
	石戸水位観測所	阿賀野川右岸	同県東蒲原郡阿賀町石戸及び熊渡地先	1,805㎡	
計				51,652㎡	
河川保全区域	阿賀野川頭首工 操作室、馬下隧道導水路及び護岸	阿賀野川左岸	新潟県阿賀野市小松字向島5051番及びその地先		
	阿賀野川頭首工 連絡橋	阿賀野川右岸	同市小松字上川原32番4、33番1、34番1及び35番2の各地先		

第7条第1項中「平成34年3月31日」を「令和14年3月31日」に改める。

第12条を次のように改める。

（申請等の経由）

第12条 この水利使用規則により河川管理者に対してなすべき承認の申請は、所長を経由してしなければならない。

第14条中「規程」を「規定」に改める。